

北本市第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画策定委員会設置規程

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条の規定に基づく北本市第七期障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 の規定に基づく北本市第三期障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）を策定するにあたり、広く市民や関係者の意見を求め、障害者（児）のニーズに即した総合的な計画とするため、北本市第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものについて、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域及び福祉関係団体の代表者
- (2) 医療関係機関の代表者
- (3) 知識経験者
- (4) 北本市民の代表
- (5) 市職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が終了する日

までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要であると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に必要な事項は市長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。